

○ 特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成21年 5月29日 神奈川県告示第 265 号
 改正 平成26年 5月30日 神奈川県告示第 306 号
 改正 令和 4年 6月 3日 神奈川県告示第 258 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この告示は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出し、法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けるための書類を提出し、又は法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知する建築物（これらの建築物のうち、施行日以後に建築物の計画の変更に関してのみこれらの規定による提出又は通知をする建築物を除く。）について適用する。

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成 11 年神奈川県告示第 543 号。以下「旧告示」という。）は、平成 21 年 6 月 30 日限り廃止する。ただし、旧告示の 3 の項に掲げる建築物で、施行日前に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出し、法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けるための書類を提出し、又は法第 18 条第 2 項の規定により計画を通知する建築物に係る特定工程及び特定工程後の工程については、旧告示は、なおその効力を有する。

1 中間検査を行う区域

神奈川県内の区域のうち、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の階数が 3 以上のもの又は当該部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のもの。ただし、次に掲げる建築物を除く。

- (1) 法第 85 条第 6 項の許可を受けた建築物
- (2) 法第 68 条の 20 第 1 項の規定により認証に係る型式に適合するものとみなされる認証型式部材等である建築物

3 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程

次の表のとおりとする。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工事の工程を含む建築物については、同表建て方に関する工程の欄の規定は、適用しない。

中間検査を行う建築物の構造	基礎に関する工程		建て方に関する工程	
	特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）並びに内装工事

(2) 主要な構造が鉄骨造	同	同	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(3) 主要な構造が鉄筋コンクリート造（壁式鉄筋コンクリート造を含む。）	同	同	階数が1の場合は屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版及びこれを支持するはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
(4) 主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	同	同	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事
(5) 主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	同	同	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合はプレキャスト鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版を取り付ける工事	階数が1の場合は屋根版、階数が2以上の場合はプレキャスト鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事
(6) 主要な構造が上記に掲げる構造以外のもの	同	同		

備考 この表において「主要な構造」とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。